

高槻市総合センター他91施設の電力調達に係る制限付き一般競争入札に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	現在の供給会社と計量日を教えてくださいませんか。	現在の供給会社は株式会社エネット（東京都港区芝公園二丁目6番3号 芝公園フロントタワー）です。 計量日は「仕様書別紙」に記載しているとおります。
2	計量日付での供給者変更しかできない旨が関西電力送配電(株)殿のHPで掲載されておりますが、問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
3	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
4	契約書(案)をご提供いただけますでしょうか。契約書(案)の内容によっては、変更を求める場合がございますがよろしいでしょうか。	契約書は契約相手方と協議の上、作成します。 参考として、昨年度の契約書を別紙のとおり公開いたします。
5	契約書の条文中に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結させていただくことは可能でしょうか。	契約締結にあたっては、契約書の記載内容をはじめ、添付文書等について双方協議することとします。
6	現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
7	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
8	当社の銀行口座へ直接ご入金いただく場合、振込手数料はお客様負担となりますが、よろしいでしょうか。また、銀行口座からの引き落としの場合、金融機関を教えてくださいませんか。（弊社で取り扱っていない金融機関があるため）	振込手数料については問題ありません。 銀行口座からの引き落としについては対応できません。

No.	質問	回答
9	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとさせていただきます、契約単価は税込みとなりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
10	検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）については、弊社WEBサービスに登録いただくことで確認可能となりますが、お客様ご自身でご確認いただけますでしょうか。 (請求書は書面により送付いたします。)	問題ありません。
11	発電方法について、当社は「水力・非FIT太陽光」になりますがよろしいでしょうか。	発電方法については特に定めはありません。 ただし、再生可能エネルギー電気については、仕様書2(8)に記載する証書等が発行できるものとします。
12	発電所名・住所について、当社は数多くの発電所を活用し調達しており、特定の発電所由来として販売を行っていないため、個別の発電所名・住所は記載しませんがよろしいでしょうか。その場合、発電所名は「当社グループ会社が保有する水力発電所および非FIT太陽光電源」と記載します。	問題ありません。
13	契約保証金の免除規定を教えてくださいませんか。	契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
14	入札書と積算内訳書に割印は必要でしょうか。	必要ありません。
15	「契約保証金」の免除を受けるにあたり、何か特別提出が必要な書類はございますか。必要な書類がある場合、いつどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	質問No.13への回答における(1)履行保証保険契約については、電力調達に係る契約の締結までに、履行保証保険契約を締結し、証書の原本を提出ください。

No.	質問	回答
16	契約締結時に使用する契約書（案）について、ご指定のフォーマットがございましたら事前に確認することは可能でしょうか。	契約書は契約相手方と協議の上、作成します。 参考として、昨年度の契約書を別紙のとおり公開いたします。
17	仕様書第2(9)につきまして、「甲は乙に30日以内に支払う。」と記載がございますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日（弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日）の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただけますでしょうか。	支払期日については原則として仕様書に記載のとおりですが、あらかじめ定めた日によっては協議させていただきます。
18	料金の支払につきまして、万が一期日までにお支払いをいただけなかった場合は、弊社供給条件により延滞利息が発生します。「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記またはご変更いただけますでしょうか。	各市町村の遅延利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、財務大臣が銀行の一般利率を勘案してその下限の率を定めることとされています。最新の遅延利息については、令和3年3月9日財務省告示第49号にて告示されており、「2.5パーセント」といたします。
19	「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
20	弊社が落札させていただいた場合、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を、別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。	契約締結にあたっては、契約書の記載内容をはじめ、添付文書等について双方協議することとします。
21	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は、電力量料金単価と再生可能エネルギー電力量単価を分けて記載することになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 （尚、弊社が電気料金請求の際に、請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます）	積算内訳書に記載の内容と齟齬がなければ問題ありませんが、内容を確認の上、協議させていただきます。

No.	質問	回答
22	<p>供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料は、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書（別紙含む）も、年1回（供給終了後6月下旬頃）に提出、最終月分については翌年の6月下旬頃に提出させていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>（非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております）</p>	<p>書面の提出時期については、協議させていただきます。</p>
23	<p>所定の入札内訳書について、電力量料金単価と再生可能エネルギー電力量単価を分けて記載する必要がありますので、任意様式で提出させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>もし不可の場合、いただいている入札内訳書を一部編集させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>再生可能エネルギー電力量単価を含めた積算内訳書（様式第3号-2）を別紙のとおり掲載します。</p> <p>既存の積算内訳書（様式第3号）か、再生可能エネルギー電力量単価を含めた積算内訳書（様式第3号-2）のいずれかをご使用ください。</p>
24	<p>弊社落札の場合、支払方法は振込用紙もしくは口座引落になりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>納付書での支払い及び銀行口座振込が可能です。ただし、納付書での支払いの場合は、本市指定金融機関である、りそな銀行及び三井住友銀行の双方で使用できる納付書を送付願います。</p> <p>銀行口座からの引き落としは対応できません。</p>
25	<p>電気料金の支払いについて、当社が落札させていただいた場合、分担先ごとの請求書発行は致しかねます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>請求書については、原則として、施設ごとに発行していただくか、一部の施設についてはまとめて請求書を発行していただくこととなりますが、支払いについては協議させていただきます。</p> <p>なお、施設内での分担はしておりません。</p>
26	<p>仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書および契約書に記載がない事項で紛争又は疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとします。</p>
27	<p>入札内訳書の割引率の欄は、特約割引がなければ空欄でよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

No.	質問	回答
28	仕様書2(7)に「検針は毎月1日」と記載がありますが、別紙の計量日は1日以外の施設もございます。 契約電力500kW未満の施設においては、計量日は、現在供給されている電力会社から変更できませんので、ご容赦いただけますか。 契約電力500kW以上の施設においては、計量日は、原則1日となりますのでご容赦ください。	どちらも問題ありません。
29	契約電力500kW未満で、計量日が1日以外の施設については、供給期間「2024年10月計量日～2025年10月計量日前日まで」となりますので、ご了承ください。	問題ありません。
30	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいか。 (例：使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00)	問題ありません。
31	蓄熱割引等の適用が出来ませんがご了承くださいか。	問題ありません。
32	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	その運用で問題ありません。
33	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なりますか。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	高槻市総合センターにおける、仕様書の契約電力は830kW、現在の契約電力は850kWです。 契約電力の変更手続きについては、双方で協力し、供給開始日に間に合うよう努めることとします。 万が一、変更日が供給開始日に間に合わない場合は、その要因について双方で確認の上、協議させていただきます。

No.	質問	回答
34	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	問題ありません。
35	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払されることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	現在、支払いの分担はしていません。
36	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書に記載がない事柄で紛争又は疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとします。
37	弊社では、毎月の燃料費調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算しますが、これについては、供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することでしょうか。	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をいう。）が発注者の契約種別と同じ契約種別において定めるその時々燃料費調整単価と同額とします。 旧一般電気事業者が燃料費調整の方法を変更した場合には、変更後の燃料費調整の方法によるものとします。
38	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。
39	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	原則として契約単価の変更は不可とします。ただし、天変地異、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合等には必要に応じて協議させていただきます。

No.	質問	回答
40	仕様書2(9)②「特定電源割当証明書」の提出ですが、「甲が求めた際に」と記載がありますが、年度ごとの提出となります。また、弊社内事務処理等のため、年度終了後2～3か月後の提出となりますがご了承いただけますでしょうか。 1回目：R7年7月末までの提出 2回目：R8年7月末までの提出	仕様書2(9)②で定める書面の提出については、内容や提出時期について協議させていただきます。
41	非化石証書の写しの提出は年度ごとの提出となります。年度終了後7月末までに、二度に分けての提出となりますがご了承いただけますでしょうか。 1回目：R7年7月末までの提出 2回目：R8年7月末までの提出	書面の提出時期については、協議させていただきます。
42	仕様書2(8)につきまして「FIT非化石証書及びトラッキング付非FITE非化石証書（再エネ指定）、～」とありますが、「及び」は「又は」と読み替えてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
43	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申し込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ありません。
44	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものと後日料金を精算することは可能ですか。	仕様書に記載のとおり、履行期間は1年間を予定しています。 万が一、1年未満で契約を解除する場合は、協議させていただきます。

No.	質問	回答
45	<p>入札公告8(2)契約保証金につきまして、「免除規定あり」と記載がありますが、弊社落札の場合、実績報告することで契約保証金免除となりますでしょうか。</p> <p>また、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えていただけますでしょうか。</p>	<p>契約保証金の免除規定については、「高槻市財務規則第117条」において以下のとおり規定しています。なお、(1)履行保証保険契約については、電力調達に係る契約の締結までに、履行保証保険契約を締結し、証書の原本を提出ください。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方が過去2年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
46	<p>契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>現在、当該工事を予定している施設はありません。</p>
47	<p>仕様書3電気の安定供給に関して、「事故や災害により、甲への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること」とありますが、停電発生時には、小売り電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う関西電力送配電株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。</p> <p>仕様書3については、上記のとおりに対応でご了解いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
48	<p>仕様書2(8)に「再生可能エネルギー電気の割合は35%以上とする」と記載がありますが、再生可能エネルギー電気の供給量は、毎月の使用電力量 (kwh) に比率35%を乗じ、算定結果の小数点以下第1位を四捨五入したものの合計値となりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

No.	質問	回答
49	仕様書2(8)に供給する電気の電力構成について記載がございますが、弊社は、主にLNG発電所等の電気に非FIT非化石証書（再エネ指定）またはFIT非化石証書を組み合わせた、実質再生可能エネルギー100%（35%）の電気の提供となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
50	当社は1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。尚、以下の例1のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことで対応可能となりますが、ご了承いただけますか。 （例1）庁舎 〇,〇〇〇円 自販機 〇,〇〇〇円に分けて別々で入金します。	現在、支払いの分割はしておりません。
51	当社は紙の請求書（明細）をもって検針票に代えさせていただきますが、よろしいでしょうか。（Webにて同様の請求書、使用量等をご確認いただけます）	問題ありません。
52	燃料費調整及び市場価格調整に関しまして、燃料費等調整として請求書等に記載させていただきますがよろしいでしょうか。（それぞれ当該地域の旧一般電気事業者と同額です）	問題ありません。
53	工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは当社で負担することができませんが、ご了承いただけますか。	工事負担金については、協議させていただきます。
54	積算内訳書に関しまして、特約（割引）が無い場合は空欄でよろしいでしょうか。	問題ありません。